

和歌山大学基礎教育棟管理運営規則

制 定 昭和62年 9月25日

最終改正 平成22年 6月25日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学（以下「本学」という。）の基礎教育棟の管理及び運営について定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 基礎教育棟の管理運営責任者は、学長とする。

2 基礎教育棟の運営に関する基本的な方針について必要な事項の審議は、和歌山大学教務委員会において行う。

(使用の目的及び範囲)

第3条 基礎教育棟の各教室は、原則として基礎教育科目の授業に使用することを目的とする。

2 前項に規定する使用目的に支障がないときに限り、次の各号に掲げる事項について使用を許可することができる。

- (1) 本学主催の行事
- (2) 大学会館及び課外活動共用施設の集会室等が使用できない場合の課外活動
- (3) その他学長が特に必要と認めた場合

3 前2項の規定にかかわらず、教室備付けの教育機器を用いる専門教育科目の授業に使用させることができる。

(使用できる日及び時間)

第4条 基礎教育棟は、次の各号に掲げる日を除き使用することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

2 使用できる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 学長が特に認めた場合は、前2項の規定にかかわらず使用させることができる。

第5条 削除

(使用手続)

第6条 第3条第2項各号の事由により教室使用を希望する者は、責任者を定め、原則として使用予定日の7日前までに学長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 学長は、使用を許可した後であっても次の各号に掲げる場合は、使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用予定日時に授業、行事等を行う必要が生じた場合
- (2) 使用願に虚偽の事項が記載されている場合
- (3) 使用者が、この規則及び関係諸規則に違反した場合
- (4) 基礎教育棟の管理運営上支障が生じた場合

(使用者の義務)

第8条 基礎教育棟を使用する者は、この規則に定めるもののほか、学長が定める使用上の

基礎教育棟管理運営規則

指示を遵守しなければならない。

- 2 基礎教育棟を使用する者が、故意又は過失により施設、設備及び備品等を破損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基礎教育棟の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年9月25日から施行する。

附 則（平成4年9月11日一部改正）

この改正規則は、平成4年9月11日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則（平成5年11月26日一部改正）

この改正規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月20日一部改正）

この改正規則は、平成8年9月20日から施行し、平成7年6月23日から適用する。

附 則（平成11年3月26日一部改正）

この改正規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日一部改正）

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第156号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1091号）

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。